



## ※ 留意事項

1. この申告書は機械で判読されるので折ったり裂くなど毀損しないように気を付けてください。
2. この申告書の記載事項に欄違いがある場合、申告人に不利益(国外不在者申告人名簿未登載、選挙情報受信不可等)が発生することがあるのですべての事項は正字で正確に記載してください。
3. 偽りの申告をした人または、自分の意思によって申告したと認められない人は投票に参加することができず、「公職選挙法」第247条によって処罰(3年以下の懲役または、500万ウォン以下の罰金)されることがあります。

## ※ 作成要領

1. 「**姓名**」欄にはパスポートに書かれている姓名(英文含む)をそのまま書かなければなりません。
  - ☞ ただし、パスポートの姓名と家族関係登録簿(戸籍)上の姓名が異なる時には家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を書きます。
2. 「**電話番号**」と「**携帯電話番号**」欄には居留国で連絡が取れるように自宅・事務所などの電話番号(国番号-市外番号-電話番号)と携帯電話番号を書かなければなりません。
  - ☞ 電話番号と携帯電話番号は国外不在者要件確認、郵便物受取可否確認、投票期間・場所などの案内、その他各種選挙情報提供に活用されます。
3. 「**イーメール(E-mail)**」欄は中央選挙管理委員会が作成・発送する政党・候補者情報資料送付、国外不在者申告人名簿不登載可否通知、異議申立結果案内、投票期間・場所・持参物など各種選挙関連情報・資料などの提供に活用されるのでこのような資料などの提供を受けるためには必ず記入しなければなりません。
4. 「**国外居所**」欄は居留国で郵便物を受け取ることができる場所をローマ字または英文大文字(現地語を共に記載可能)で必ず点線の中に正確に記入しなければなりません。
  - ☞ ただし、職場・生業・引っ越し・住所不確定・居留国の郵便制度不備などの事由で国外で郵便物を受け取りにくい人は公館を居所地にして届けることができ、この場合チェック後「住所」欄に公館名のみを記入します。
5. 「**投票予定公館**」欄は在外投票期間中、実際に投票しようとする公館の名称を書きます。
6. 最後の「**申告人**」には必ず本人が姓名を書いて署名をするか捺印をしなければなりません。